

川崎西部地域療育センターの開所

(平成22年4月3日)



川崎市では、障害児や発達に不安のある児童に対する相談、診察、訓練など総合的療育サービスをこれまで市内3カ所の地域療育センター（※1）で行っていましたが、相談件数が年々増加し、迅速な対応が難しい状況になっていました。また、専門的な療育を希望し、地域療育センターへの通園日数の増加を要望する保護者もいましたが、利用希望者が増加していることもあり、これまで以上に通園日数をふやすことが難しい状況にもなっていました。

こうした状況に対応し、さらに通園時間の短縮により児童にかかる負担を軽減するため、市内で4カ所目となる川崎西部地域療育センターを宮前区に開設することになりました。

<議会での審議経過と市の取り組み>

【平成19年第5回定例会（12月）】

質問

本市は障害者を援助する専門家が少ないため、地域療育センターの機能が十分でないとの声があります。現在進められている西部地域療育センターの設置により、この声に応えられるのでしょうか。

答弁

西部地域療育センターでは、専門医の配置など専門機能の強化を考えています。また基本業務として、これまでの地域療育センターの事業に加え、発達障害（※2）への支援も検討しています。

【平成21年第2回定例会（6月）】

質問

本市は現在、市内1カ所で発達相談支援センター（※3）を運営しています。この支援センターの特徴は、専門医に相談できることです。教育現場からは年々、発達障害を持つ児童生徒の増加が聞かれ、支援センターの役割も重要度を増しています。市内で第2の支援センターが必要ではないのでしょうか。

答弁

増大する発達障害に関する相談支援に対応するため、西部地域療育センターや中原区井田に新たに開設する予定の中部地域療育センターにおいて、発達支援機能を強化し、より身近な地域で相談支援を提供できる体制を整備していきます。

取り組みとしては・・・

宮前区平地区に民設民営（民間事業者が設置・運営）により川崎西部地域療育センターを整備することになりました。

●設置・運営法人

社会福祉法人新生会

●施設の特徴

発達障害児に対する専門的な相談支援機能を強化。児童精神科・神経小児科などの医師を配置し、投薬や入院などが必要な場合は関係医療機関と連携している。

●建物概要

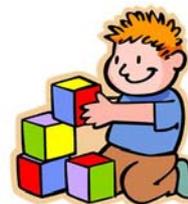
敷地面積 約1,750㎡/延床面積 約2,661㎡/鉄筋コンクリート3階建て

●施設機能

指定知的障害児通園施設・診療所（保険医療機関）・地域支援事業

●スタッフ

医師（児童精神科・神経小児科・小児科・整形外科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科）、看護師、ケースワーカー、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士、管理栄養士など



【平成21年決算審査特別委員会（9月）】

質問

新たに西部地域療育センターを設置することにより、療育センターの充実が期待できますが、4・5歳児が週5日通園することはできるようになるのでしょうか。



答弁

療育センターの支援の充実を検討しており、今後、利用ニーズ等を勘案しながら、通園日数など、より適切な支援を提供できるよう検討していきたい。

取り組みとしては・・・

4・5歳児の身体障害児クラス・知的障害児クラスともに週5日の通園を実施しました。

【西部地域療育センター内の様子】



川崎西部地域療育センター

地域療育センターでは、障害のある、またはその疑いのある子どもの成長や発達についての相談を受け、情報の提供や診療、子どもに合わせた療育支援を行っています。

【対象地域】

宮前区の全域と多摩区の一部地域

【対象児童】

18歳未満の児童

【開所時間】

平日（月～金曜日）

午前8時30分～午後5時

【交通アクセス】

武蔵溝ノ口駅（溝の口駅）、登戸駅、宿河原駅、向ヶ丘遊園駅からバス

川崎西部地域療育センターのホームページ

<http://www.aotori-y.jp/kwc/index.html>



<用語の解説>

※1 地域療育センター

川崎市では発達遅滞、情緒障害、言語障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由などの障害をもつ児童やその疑いのある児童に対して、地域療育センターで療育相談、治療、訓練、保育、診療などを行っています。平成22年4月に川崎西部地域療育センターがオープンするまでは、南部地域療育センター（川崎区）・中部地域療育センター（中原区）・北部地域療育センター（麻生区）の3カ所で運営していました。

※2 発達障害

発達障害とは、脳機能の発達に関係する障害であり、周りから見て理解されにくい障害です。広汎性発達障害（コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関連する発達障害の総称。自閉症など）、学習障害（LD）聞く、読む、話すなどの特定の能力に著しい困難を示す障害）、注意欠陥多動性障害（ADHD）集中できなかったり、じっとしてられないなどの障害）などがあります。

※3 発達相談支援センター

発達障害がある子ども（人）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関。平成17年の発達障害者支援法の施行により、都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられた。川崎市では川崎区に発達相談支援センターを開設しています。